

# 一般社団法人鳥取県中部建設業協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人鳥取県中部建設業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を鳥取県倉吉市東巖城町12番地に置く。

(目 的)

第3条 本会は、建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設業の経営の改善を図るための調査研究事業
- (2) 建設業法及び施策に関する調査研究事業
- (3) 行政機関及び関係団体等に対する要望に関する事業
- (4) 建設業の人材の確保・育成及び労働災害の防止に関する調査研究事業
- (5) 建設業に関する講習会、研修会等の開催に関する事業
- (6) 建設業に関する知識の啓発、情報の提供、資料の収集及び配布事業
- (7) その他本会の目的を達成するため必要な事業

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 本会は、建設業法の規定により許可を受け、鳥取県内に本店を有し、且つ、鳥取県倉吉市・東伯郡地域内において本店、支店、営業所又は出張所を有する建設業を営む者であつて、本会の目的に賛同して入会した法人をもって構成する。

- 2 前項により入会した者を会員とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項にかかわらず、本会設立前に存在した移行法人鳥取県建設業協会中部支部の本法人の成立の日現在における会員は、本会の会員とすることができる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める入会金及び年会

費を支払わなければならない。ただし、前条第2項により本会の会員になろうとする者は、入会金の納入を要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は会員を除名したときは、除名した会員に対してその旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 破産又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後で2ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により副会長が招集する。

2 会長は、前条2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の7日前までに、会員に対して通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席した会員の代表者の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上の出席であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証する書面を会長に提出して、代理人をしてその議決権を行使させることができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び総会において選定された議事録署名人は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

## 第4章 役 員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上13名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の代表者の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表しその業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、その業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事会に出席し理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、財産、会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告しなければならない。

4 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、会長に対して総会若しくは理事会の招集を請求し又は理事会を招集することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の役員の任期の満了するときまでとする。但し増員により選任された監事を除く。

4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合において、その役員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 役員に対し、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

## 第5章 理事会

### （構成）

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### （権限）

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 法令又はこの定款で定められた事項以外で、総会に付議すべき事項の決定

### （開催）

第31条 理事会は、定時理事会として毎年度4月と3月に開催するほか、必要がある場合には臨時理事会を開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第24条第4項の規定により監事から招集の請求があったとき

### （招集）

第32条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

2 理事会を招集しようとするときは、会長は理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した書面により通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

### （議長）

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により副会長がこれにあたる。

### （決議）

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認めない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項を提案した場合において、その提案について決議に加わる事のできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

## 第6章 その他の機関

(委員会)

第36条 本会に業務に係る特別の事項を調査、研究及び審議するため委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の設置は、理事会が決定する。

3 委員会の委員長、副委員長及び委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

4 委員会は、調査、研究及び審議した結果を理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第37条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員の任免は、会長が行う。ただし、事務局長についてはあらかじめ理事会の承認を得なければならない。

4 事務局長は、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし表決に加わる権利は有しない。

5 その他事務局の組織及び運営並びに職員の職務については、理事会が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金）

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第43条 この定款は、第19条2項の総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第44条 本会は、第19条2項の総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第45条 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附 則

（最初の事業年度）

第46条 本会の設立初年度の事業年度は、本会成立の日から平成24年3月31日までとする。

（設立時役員）

第47条 本会の設立時理事は次のとおりである。

設立時代表理事	高力修一	設立時理事	山崎 稔
設立時理事	高力修一	設立時理事	馬野慎一郎
設立時理事	重道 正	設立時理事	中口義文
設立時理事	井木敏晴	設立時理事	伊藤典章
設立時理事	前嶋定男	設立時理事	大田英二
設立時理事	井中紳二	設立時監事	山口芳治
設立時理事	小谷裕司	設立時監事	松山 博
設立時理事	向井康英	設立時監事	川瀬光知夫
設立時理事	山脇 優		

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕817番地7
	名称	有限会社高野組
設立時社員	住所	鳥取県倉吉市秋喜183番地1
	名称	株式会社重道組
設立時社員	住所	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕2000番地1
	名称	株式会社井木組
設立時社員	住所	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久見178番地の2
	名称	有限会社前嶋組

(法令の準拠)

第49条 この定款に定めのない事項は、法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人鳥取県中部建設業協会を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年1月17日

設立時社員 有限会社高野組  
代表取締役 高力修一

設立時社員 株式会社重道組  
代表取締役 重道 正

設立時社員 株式会社井木組  
代表取締役 井木敏晴

設立時社員 有限会社前嶋組  
代表取締役 前嶋定男